人事異動

内閣

（財務省大臣官房付）財務事務官　北村　信

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる　内閣官房情報通信技術（ＩＴ）担当室室員を命ずる

（財務省主計局主計官）同　岡本　直之

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる　内閣官房行政改革推進室参事官を命ずる

（内閣府本府道州制特区担当室参事官）内閣府事務官　佐藤　正之

（財務省大臣官房付）財務事務官　青木　孝徳

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）

（内閣府本府道州制特区担当室参事官）内閣府事務官　中山　峰孝

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

（財務省主計局給与共済課長）財務事務官　神田　眞人

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する　内閣官房行政改革推進室参事官を免ずる

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　青木　孝徳

財務省に出向させる　内閣官房情報通信技術（ＩＴ）担当室室員を免ずる

（同）同　中村　信行

財務省に出向させる　内閣官房行政改革推進室参事官を免ずる（以上七月九日）

行政改革推進本部事務局

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　岡本　直之

行政改革推進本部事務局参事官に併任する

（同）同　中村　信行

行政改革推進本部事務局参事官の併任を解除する（以上七月九日）

内閣府

石原　一則　一ノ渡眞木子　杉本　重雄

野口貴公美　野島　陽子　御厨　貴

三宅　弘

公文書管理委員会委員に任命する（各通）（七月六日）

ジョナサン・ドーファン

沖縄科学技術大学院大学学園設立委員に任命する（七月九日）

金融庁

（総務企画局総務課長）内閣府事務官　遠藤　俊英

兼ねて総務企画局総務課管理室長を命ずる

（総務企画局総務課管理室長）同　中村　広樹

財務省に出向させる（以上七月九日）

公安調査庁

（東京高等検察庁検事公安調査庁調査第二部第一課長）検事　山西　宏紀

公安調査庁調査第二部第一課長に充てるコとを解く

（東京地方検察庁検事）同　宮川　博行

公安調査庁調査第二部第一課長に充てる（以上七月五日）

文部科学省

参議院議員　蓮　舫

願により日本ユネスコ国内委員会委員を免ずる（七月七日）

最高裁判所

大阪高等裁判所判事　八木　良一

部の事務を総括する者に指名する（七月六日）

水戸地方裁判所判事　市村　陽典

東京高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

東京地方裁判所判事　小池　裕

最高裁判所事務総局経理局長を免ずる

水戸地方裁判所判事に補する

水戸地方裁判所長を命ずる

同　林　道晴

最高裁判所事務総局民事局長を免ずる

最高裁判所事務総局行政局長の兼務を免ずる

最高裁判所事務総局経理局長を命ずる　永野　厚郎

同　司法研修所教官に充てることを解く

最高裁判所事務総局民事局長を命ずる

兼ねて最高裁判所事務総局行政局長を命ずる

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　近藤　昌昭

司法研修所教官に充てる

大阪地方裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　笹野　明義

京都地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

京都簡易裁判所判事に補する

京都地方裁判所判事・京都簡易裁判所判事　増田　耕兒

大阪地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

大阪簡易裁判所判事に補する

大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　小倉　哲浩

京都地方裁判所判事に補する

京都簡易裁判所判事に補する

東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　大橋　弘治

高知地方裁判所判事補に補する

兼ねて高知家庭裁判所判事補に補する

高知簡易裁判所判事に補する（以上七月七日）

水戸地方裁判所判事補　水越　壮夫

さいたま地方裁判所判事補に補する

兼ねてさいたま家庭裁判所判事補に補する

簡易裁判所判事　水越　壮夫

さいたま簡易裁判所判事に補する

福井家庭裁判所判事補兼福井地方裁判所判事補・福井簡易裁判所判事　三芳　純平

名古屋家庭裁判所判事補に補する

名古屋家庭裁判所半田支部勤務を命ずる

兼ねて名古屋地方裁判所判事補に補する

名古屋地方裁判所半田支部勤務を命ずる

半田簡易裁判所判事に補する（以上七月八日）

○定年退官

判事大谷禎男は七月六日限り定年退官

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、七月十一日モンゴル国の国祭日につき、同月九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第一項の規定に基づき、日本貸金業協会の業務規程の変更を認可したので、同法第四十一条の十二第三号の規定により公示する。

平成二十二年七月十三日　金融庁長官　三國谷勝範

認可日　平成二十二年七月二日

信用情報機関の指定に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則第24条に規定する信用情報に関する機関（以下「機関」という。）を指定するに際して、必要な事項を定めるものである。

（指定）

第２条　協会が行う機関指定に当たっては、機関について次に掲げる事項に留意することとする。

(1)　業務運営の基本的考え方

機関は、消費者信用の健全な発展に資するため、過剰貸付けの防止、多重債務者発生の防止等その公共的使命を十分認識し、信用情報の整備・充実に努めることが肝要である。

その業務を行うに当たっては、公正かつ的確な業務運営に努めるとともに、信用情報が目的外に利用されないことを確保するための措置をとることや、その取り扱う信用情報の漏えい、滅失又はき損の防止が図られるよう適正な業務運営体制を整備することなどの金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定等に基づく適切な取扱いを確保していること。